

00665

鳥取縣公報

昭和二十二年十二月二十六日
第千八百七十號
金曜日

告示

◇鳥取縣告示第五百六十三號

昭和二十二年五月鳥取縣告示第百六十五號鳥取縣都市計劃施行地域審査委員會規程中次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年十二月二十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第五條 本委員會の委員は次の者につき知事がこれを任命する。

- 一、縣農地委員會の小作委員二名（小作側委員で互選する）
- 二、縣單位の農民組合等自主的農民組織の代表者で且つ農民調整法第十五條の二第三項第一號に該當する者

- 三、都市計劃地方委員會の委員 二名
- 四、都市計劃事業に精進している者 一名
- 第六條 農地部長、土木部長、都市計劃主管課長及び農地課長は幹事となり表決にあづかることはできない。

33300

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル） 昭和二十二年十二月廿六日（昭和四年四月十五日）
火金 時ハ翌日 第千八百七十七號 第三種郵便物認可